

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成 27 年 11 月 20 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500489号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500049号

## 第1 結論

昭和55年10月から昭和58年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年10月から昭和58年3月まで

昭和55年10月に会社を退職後、すぐに人材派遣会社から派遣された会社で働き始めたが、人材派遣会社から、厚生年金保険には加入できないので、自分で国民年金に加入するよう言われた。そこで、国民健康保険と国民年金の加入手続を行うために、A県B市C区役所に行ったところ、国民年金はD社会保険事務所(当時)で行うよう言われたので、同事務所において国民年金の加入手続を行った。その際、私の自宅と同事務所が近かったので、同事務所の職員が「国民年金保険料を集金に行ってあげる。」と言ったことを記憶しており、その後、同事務所の職員かどうかは分からないが、自宅に、私の国民年金保険料を集金するために、集金人が来てくれるようになった。

国民年金保険料の納付について、請求期間当時、私は仕事で自宅にいなかったため、母に、国民年金保険料相当額の現金を渡して集金人に納付してもらっており、母から受け取った領収証書を保管していたが、結婚の際に処分してしまった。

既に母は亡くなっており、納付を証明するものも何も残っていないが、請求期間の国民年金保険料は間違いなく納付しているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間後の国民年金加入期間に国民年金保険料の未納は無く、請求期間の国民年金保険料を納付していたとされる請求者の母は、請求期間と同じ期間の国民年金保険料を納付済みである。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和58年11月18日にB市C区において払い出されており、同番号前後の被保険者の記録などから判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は同年10月頃に行われたものと推認できることから、請求者は、当該加入手続時点まで国民年金に加入しておらず、請求期間の国民年金保険料を現年度納付することができない。

また、当該加入手続時点(昭和58年10月頃)において、請求期間のうち、一部の期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、一部の期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、請求者から、国民年金保険料を遡って納付したとの陳述も得られない。

さらに、請求者は、国民年金の加入手続をD社会保険事務所において行ったと陳述しているが、B市は、加入手続は同市の各区役所において行っていたと回答しており、このことは請求者の陳述と符合しない。

加えて、請求期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより各種の氏名検索を行ったほか、国民

年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、当時の住所地であるB市C区における国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500351号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500050号

## 第1 結論

昭和48年6月から同年9月までの請求期間、昭和49年6月から昭和50年1月までの請求期間、同年6月から同年12月までの請求期間及び昭和51年9月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和4年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和48年6月から同年9月まで  
② 昭和49年6月から昭和50年1月まで  
③ 昭和50年6月から同年12月まで  
④ 昭和51年9月

請求期間①から④までについて、私が会社を退職する都度、妻が、A県B市C区役所において国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。

国民年金保険料については、妻が、C区役所において、国民健康保険料と一緒に夫婦二人分を現金で納付していた。

請求期間①から④までのうち、ほとんどの期間について妻の国民年金保険料は納付済みであるのに、私だけが未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、請求者は、請求者の妻が、B市C区役所において国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと陳述している。

しかしながら、請求者が所持する国民年金手帳及び請求者に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)を見ると、請求者が厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和47年12月1日に国民年金被保険者資格を喪失後、昭和51年10月1日に同資格を再取得したことが記載されており、当該資格記録はオンライン記録と一致していることから、請求期間①から④までの期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、請求者は当該期間の国民年金保険料を納付することができない。

また、請求期間はいずれも未加入期間の4期間であることから、国民年金保険料を納付するためには、国民年金被保険者資格の取得及び喪失手続が複数回行われたところ、これら全ての記録が欠落することは考え難い。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和36年1月6日にD県E市において払い出されているところ、請求期間当時に請求者が居住していたB市C区における国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者の妻が請求期間①から④までの国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500406号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500051号

## 第1 結論

平成14年2月から平成16年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年2月から平成16年2月まで

私は、勤めていた会社を退職後の平成14年2月頃、A社会保険事務所(現在は、A年金事務所)において、国民年金の加入手続と健康保険の任意継続手続を行った。

請求期間の国民年金保険料は、毎月、納付書をA社会保険事務所に取りに来るように言われたので、同事務所に出向いて納付書を受け取った後、自宅近くの銀行の窓口で納付した。任意継続の健康保険料も同様の方法で納付しており、毎月、同事務所に納付書を受け取りに行くのが手間の掛かることだったので、よく覚えている。

請求期間の領収証書は引っ越しの際に処分してしまったため、証拠になるものは残っていないが、請求期間の国民年金保険料を納付したことは間違いないので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、平成14年2月頃、A社会保険事務所において国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料は、毎月、同事務所に納付書を受け取りに行った上で、自宅近くの金融機関において納付したと陳述している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者は、請求期間当時に健康保険任意継続被保険者であったことが記録されており、A社会保険事務所において、当該手続がなされたことは推認できるが、国民年金の加入手続については、平成14年10月25日に国民年金の加入勧奨状が発行されていることから、同年2月頃に国民年金の加入手続を行ったとする請求者の陳述と符合しない。

また、A年金事務所は、国民年金保険料の納付書は郵送しており、社会保険事務所(当時)に取りに来るように案内することはないと回答しており、このことも請求者の陳述と符合しない。

さらに、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られたことを踏まえると、2年以上の請求期間に係る年金記録が全て欠落する可能性は低いものと考えられる。

加えて、請求期間に当たる平成14年分及び平成15年分の請求者に係る確定申告書控えを見ると、申告された社会保険料控除額は健康保険料のみであり、当該資料からは国民年金保険料を納付していたことはうかがえず、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500591号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500156号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和31年3月26日から同年6月1日まで

A社に昭和31年3月26日から勤務したが、厚生年金保険の資格取得年月日が同年6月1日となっているので、調査の上、同社における当該資格取得年月日の記録を同年3月26日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

商業登記簿によると、A社は平成7年に解散しており、請求期間当時及び解散時の事業主は死亡している上、解散時の同社の顧問税理士は、「請求期間当時の顧問税理士は死亡しており、A社に係る資料は保管していない。」旨陳述していることから、事業所等から請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和31年1月1日に同保険の被保険者資格を取得した10人のうち、連絡先が判明した4人に照会したところ、回答のあった3人は、いずれも請求者を記憶していたものの、請求者の入社時期については不明である旨回答しており、これらの者から請求者の請求期間に係る勤務実態について確認することができない。

さらに、元同僚は、A社における厚生年金保険の取扱いについて、「請求期間当時、入社してもすぐに辞めていく人もおり、ある程度見極めてから厚生年金保険に加入させていたので、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」旨陳述しているところ、オンライン記録によると、当該元同僚が、請求者より相当前に同社に入社したと記憶する者について、同人の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、請求者と同日の昭和31年6月1日である。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。